

水稻共済損害防止事業助成金交付申請のしおり

(目的)

第1条 岡山県農業共済組合は、近年、被害が深刻化している水田への獣害等を未然に防止するため、また、薬剤施用による適正な病害虫防除のため、平成31年産水稻共済の加入者又は加入者で構成された集団等、(以下「加入者等」という。)に対して、獣害防護施設設置に係る資材費及びスクミリンゴガイ防除用薬剤等の一部を助成します。

(交付対象年度)

第2条 平成31年度です。

(交付対象及び交付金)

第3条 この助成金の交付対象となる事項及び交付額は、次の各号であり、交付する額は組合の各事業の予算の範囲内となります。申請の結果により予算額を上回る場合は、事業ごとに助成金の調整を行います。

(1) イノシシ等の捕獲檻の貸出

別紙の「損害防止事業に係る有害獣対策用捕獲檻貸出規程」により貸し出します。
(令和2年1月以降の貸し出しとなります。)

(2) イノシシ等侵入防止施設設置資材助成

加入者等がイノシシ等の侵入を防ぐため、次の侵入防止施設（資材費が2万円以上、かつ、施設の設置から1年以内に新品で購入した資材に限る。）を当年産の共済責任期間中に新規に設置した場合、資材費の10%又は設置区域の加入面積10アール当たり1,000円のいずれか低い額を交付します。

ただし、申請した加入者に対して3万円を限度とし、加入者で構成された集団等の申請に対しては1申請として10万円を限度とします。

①電気柵（本体・支柱・電線・アース棒）

②金網（本体・支柱・番線・固定ペグ）

③トタン（本体・支柱・番線）

(3) スクミリンゴガイ防除用薬剤購入助成

加入者等が、平成31年4月から令和元年9月までに購入したスクミリンゴガイ防除用薬剤を用いて平成31年産水稻の防除を行った場合、薬剤費の10%又は加入面積のうち防除実施面積10アール当たり1,000円のいずれか低い額を助成します。

ただし、申請した加入者に対して3万円を限度とし、加入者で構成された集団等の申請に対しては1申請として10万円を限度とします。

(4) 病虫害防除薬剤購入助成

加入者等が、平成31年4月から令和元年9月までに購入した薬剤を用いて平成31年産水稻の防除を行った場合、加入面積を限度とし、防除実施面積10アール当たり150円を助成します。

ただし、対象となる薬剤は、水稻病害虫防除用薬剤（スクミリンゴガイ防除薬剤を除く）に限ります。

(注1) 集団等への交付額は、構成員の耕作面積に対する当該年産の加入面積割を乗じた額とし、交付申請者は集団等の代表者とします。

(注2) (1)～(3)における交付対象者は、平成27年産から継続して加入してお

り、かつ掛金を完納している者となります。

(注3) 交付申請者は、(2)～(4)のについては、そのうち1つの事業が選択できます。(倉敷、井笠支所管内では、別途、損害防止事業を実施しておりますので、(2)～(4)は対象となりません。詳しくは、各支所へお問い合わせください)

(交付申請)

第4条 このしおりに基づき助成金の交付を受けようとする加入者等は、次の関係書類を当該年度の10月末（前条（1）は7月末）までに組合長へ提出をお願いします。ただし、申請回数は前条（2）～（4）につき1回とします。

(1) 前条（2）に係る関係書類

- ① イノシシ等侵入防止施設設置資材助成金交付申請書（様式例第1号）
- ② 納品書又は領収書添付（様式例第2号）
- ③ 位置図及び現地写真添付（様式例第3号）
- ④ 侵入防止施設費用明細書（様式例第4号）

(2) 前条（3）に係る関係書類

- ① スクミリンゴガイ防除用薬剤購入助成金交付申請書（様式例第5号）
- ② 納品書又は領収書添付（様式例第2号）

(3) 前条（4）に係る関係書類

- ① 病害虫防除薬剤購助成金交付申請書（様式例第6号）
- ② 納品書又は領収書添付（様式例第2号）

(交付額の決定及び交付期日)

第5条 前条により交付申請を受けたときは内容を審査し、交付額を決定して、当該年度の1月末までに助成金を交付します。ただし、交付額は補助事業等の助成金を除く実費の範囲内となり、必要に応じて現地確認のうえ交付額を決定します。

(助成金の返還等)

第6条 第4条による交付申請後に不正、虚偽の申請が判明した場合は、交付をしないものとします。また、既に交付した助成金については全額返還となります。

(別紙)

損害防止事業に係る有害獣対策用捕獲檻貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山県農業共済組合（以下「組合」という。）が損害防止事業を実施するにあたり、組合が所有する有害獣対策用捕獲檻（以下「捕獲檻」という。）を貸し出しにあたっての必要な事項を規定する。

(保管場所)

第2条 (略)

(組合管理者)

第3条 (略)

(貸し出しの条件)

第4条 捕獲檻の貸し出しへは、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 水稲共済加入者に対する獣害防止効果が見込まれること。
- (2) わな猟免許取得者による捕獲檻の管理が可能であること。
- (3) 貸出期間中の捕獲檻の保管が適切に行われ、管理責任者が明確かつ適当であること。

(貸出料)

第5条 捕獲檻の貸し出しへは、無償とする。ただし、貸出中の補修、修繕にかかる経費は、捕獲檻の貸し出しを受けた者の負担とする。

(申請)

第6条 捕獲檻の貸し出しを希望する者は、原則として7月末までに有害獣対策用捕獲檻貸出申請書（様式例檻第1号）により組合管理者に申請しなければならない。ただし、申請者は水稲共済加入者とする。

(貸し出しの決定)

第7条 組合管理者は、前条の規定による申請内容等を審査し、貸し出しの許可をする場合は、有害獣対策用捕獲檻貸出許可書（様式例檻第2号）により申請者（以下、「利用者」という。）に通知しなければならない。貸し出しを許可しない場合、利用者へその旨を遅滞なく連絡することとする。（注：貸し出しへは、令和2年1月以降になります。）

(貸し出し等)

第8条 貸出期間は3年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに組合より返却の要請がない限り、貸出期間を3年間延長できるものとする。また、貸出期間の延長を希望する際は、様式例檻第1号により再度申請を行わなければならない。

(貸出・返却)

第9条 捕獲檻の貸し出し及び返却場所は、組合本所又は支所とし、運搬にかかる経費は利用者の負担とする。

2 捕獲檻を返却する場合は、捕獲檻の整備清掃を行い返却するものとする。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、捕獲檻の貸し出しを受けてから返却するまでの間において、適切な管理を行うほか、捕獲檻の設置については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に従い、適切に使用すること。
- (2) 捕獲檻を損害防止以外に使用しないこと。
- (3) 捕獲檻を処分、転貸、又は譲渡しないこと。
- (4) 捕獲檻に管理責任者の氏名・住所等を明記したプレート等の設置を行うこと。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失により、捕獲檻を毀損し、又は亡失した場合は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、組合管理者が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を免除することができる。

- 2 利用者が第三者に損害を与えた場合は、利用者はいかなる場合もその責を負わなければならぬ。
- 3 利用者が捕獲檻の設置及び管理等において、いかなる事故又は損害を受けた場合であっても、その責は利用者が負わなければならない。

(報告等)

第12条 利用者は組合管理者に対し、捕獲檻設置後、設置した位置及び設置した写真を提出するとともに、捕獲実績報告書（様式例檻第3号）により、捕獲実績を毎年1月末までに報告しなければならない。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに組合管理者に報告をしなければならない。

- (1) 貸出期間中に申請内容に変更があった場合
- (2) 捕獲檻を毀損し、又は亡失した場合
- (3) 捕獲檻により第三者へ損害を与えた場合
- (4) 捕獲により苦情及び問題が発生した場合